

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年4月30日(2021.4.30)

【公表番号】特表2018-505281(P2018-505281A)

【公表日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-007

【出願番号】特願2017-541618(P2017-541618)

【国際特許分類】

C 10 M 107/02 (2006.01)

C 10 M 117/02 (2006.01)

C 10 N 10/04 (2006.01)

C 10 N 20/02 (2006.01)

C 10 N 30/06 (2006.01)

C 10 N 40/02 (2006.01)

C 10 N 50/10 (2006.01)

【F I】

C 10 M 107/02

C 10 M 117/02

C 10 N 10:04

C 10 N 20:02

C 10 N 30:06

C 10 N 40:02

C 10 N 50:10

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年3月9日(2021.3.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0003

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0003】

本発明者は、驚くべきことに、低粘度ポリアルファオレフィン基油とカルシウム増ちょう剤との組み合わせが、シール - 金属接触面において、特に低い摩擦を発生させるグリースを提供することができるということを見出した。したがって、本発明は、100で1~5mm²/sの動粘度を有するポリアルファオレフィンである第1の基油成分を40~90重量%含むグリース組成物であって、重量パーセンテージが、該グリース組成物の重量に基づき、カルシウムのC₁₃-C₂₁脂肪酸塩である増ちょう剤を含む、グリース組成物を提供する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0004

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0004】

さらなる態様において、本発明は、シール軸受内のシール - 金属接触面におけるグリース組成物の使用であって、該グリース組成物が、基油と、増ちょう剤と、を含み、該基油が、100で1~5mm²/sの動粘度を有するポリアルファオレフィンである第1の基油を40~90重量%含み、重量パーセンテージが、該グリース組成物の重量に基づき

、カルシウムのC₁₃-C₂₁脂肪酸塩である増ちょう剤を含む、グリース組成物の使用を提供する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0005】

グリース組成物は、100で1~5mm²/sの動粘度を有するポリアルファオレフィンである第1の基油成分を40~90重量%含む。グリース組成物は、さらなる基油を含み得るが、好ましくは、第1の基油成分は、全基油の少なくとも50重量%、及び好ましくは少なくとも80重量%（グリース組成物中の基油の総重量に基づく）を構成する。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

グリース組成物中の増ちょう剤は、カルシウムのC₁₃-C₂₁脂肪酸塩であり、好ましくは、カルシウムの水素化ひまし油脂肪酸塩である。増ちょう剤の量は、グリース組成物の重量に基づき、好ましくは2~18重量%、より好ましくは2~14重量%である。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

全ての製剤を、以下の表1に要約し、量は、製剤の総重量に基づく重量%として示される。

【表1】

		実施例1	比較実施例1	比較実施例2
基油	P A O 2. 0	78. 46	—	—
	X H V I 3. 0	—	78. 46	—
	X H V I 4. 0	—	—	78. 46
増ちょう剤	C a O H	1. 64	1. 64	1. 64
	H C O F A	12. 50	12. 50	12. 50
添加剤パッケージ		7. 40	7. 40	7. 40